

大田市告示第53号

大田市手話通訳者等派遣事業実施要綱（平成18年大田市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月23日

大田市長 楳野弘和

第9条第1項中「地域福祉課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。